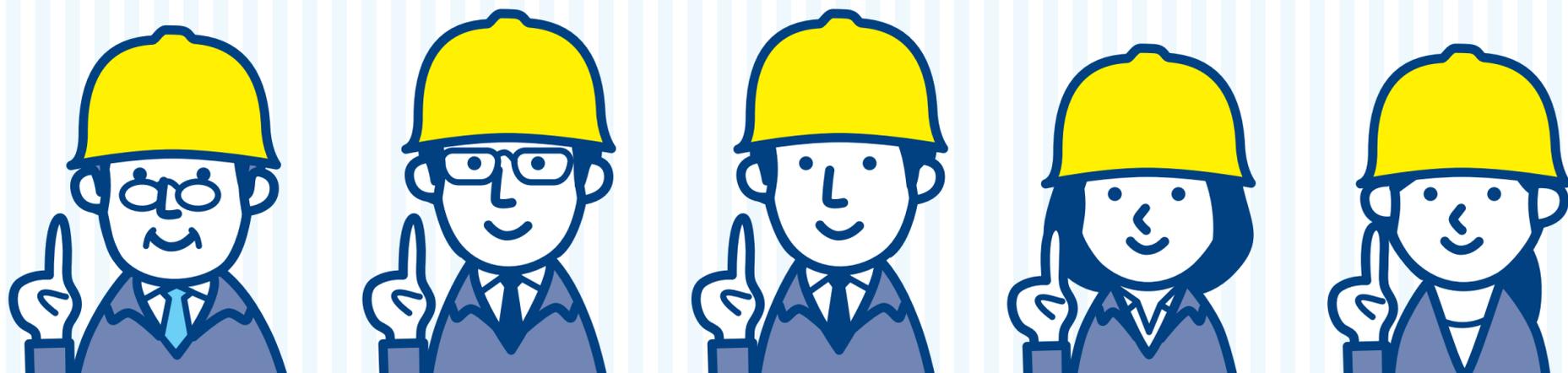


この現場で働く皆さまへ

この工事には世田谷区公契約条例による
1人工あたりの最低額が定められています！



ご自身の賃金が下限額を下回っていないかご確認ください！！

※世田谷区公契約条例では賃金の下限(最低)とすべき額を定めており、「労働報酬下限額」と呼んでいます。

労働報酬下限額一覧(1日あたり(8時間)に換算した金額)〔労働報酬下限額：令和7年3月告示〕

号	職種	下限額	号	職種	下限額	号	職種	下限額
1	特殊作業員	25,416円	20	トンネル作業員	26,352円	39	板金工	29,072円
2	普通作業員	22,784円	21	トンネル世話役	34,432円	40	タイル工	23,040円
3	軽作業員	15,728円	22	橋りょう特殊工	29,584円	41	サッシ工	27,288円
4	造園工	23,040円	23	橋りょう塗装工	30,176円	42	屋根ふき工	28,816円
5	法面工	28,392円	24	橋りょう世話役	34,512円	43	内装工	28,056円
6	とび工	27,968円	25	土木一般世話役	27,544円	44	ガラス工	26,864円
7	石工	27,880円	26	高級船員	32,472円	46	ダクト工	25,160円
8	ブロック工	25,928円	27	普通船員	26,184円	47	保温工	23,552円
9	電工	27,712円	28	潜水士	42,416円	49	設備機械工	23,800円
10	鉄筋工	27,712円	29	潜水連絡員	31,032円	50	交通誘導警備員A	17,176円
11	鉄骨工	25,160円	30	潜水送気員	30,096円	51	交通誘導警備員B	14,960円
12	塗装工	29,328円	31	山林砂防工	27,288円	第1号から第51号までに該当の労働者であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者		
13	溶接工	31,456円	32	軌道工	48,792円			
14	運転手(特殊)	25,928円	33	型わく工	26,952円	上記以外の職種 11,680円		
15	運転手(一般)	21,592円	34	大工	25,840円			
16	潜かん工	31,456円	35	左官	28,056円			
17	潜かん世話役	37,656円	36	配管工	24,312円			
18	さく岩工	33,664円	37	はつり工	25,592円			
19	トンネル特殊工	30,432円	38	防水工	30,688円			

※労働報酬下限額は、国土交通省が示す公共工事設計労務単価を基に設定しています。

世田谷区公契約条例とは？

世田谷区と事業者が結ぶ契約(公契約)に関する基本方針を定めたもので、適正な入札手続きを実施し、労働者の適正な労働条件の確保、事業者の経営環境の改善等を通じて、区民福祉の向上を図ることを目的とした条例です。

現場の労働条件を確認するには？

世田谷区ではチェックシートにより、労働条件を確認しています。このチェックシートは事業者・労働者をはじめどなたでも区の契約担当窓口で閲覧できます。

閲覧場所：財務部経理課契約係
教育政策・生涯学習部教育総務課経理係

世田谷区公契約条例や労働報酬下限額などの最新情報はホームページで！



世田谷区財務部経理課公契約担当
TEL.03-5432-2965 FAX.03-5432-3046